



島根県報

令和6年8月30日（金）

第545号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|--------------------------------|-------------|---|
| 行政権限委任規則の一部を改正する規則 | （人 事 課） | 2 |
| 島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 | （港 湾 空 港 課） | 3 |
| 島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 | （建 築 住 宅 課） | 3 |

【告 示】

| | | |
|----------------------------|---------------------|---|
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出 | （高 齢 者 福 祉 課） | 3 |
| 保安林の指定（2件） | （森 林 整 備 課） | 3 |
| 保安林の指定施業要件の変更 | （ ” ） | 4 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件） | （ ” ） | 5 |

【公 告】

| | | |
|--------------|---------------------|---|
| 公共測量の実施（2件） | （技 術 管 理 課） | 8 |
| 公共測量の終了（2件） | （ ” ） | 9 |
| 採石業務管理者試験の実施 | （河 川 課） | 9 |

【特定調達公告】

| | | |
|---|---------------------|----|
| 島根県警察情報ネットワーク用プリンタの賃貸借に係る一般競争入札の落札者等 | （警 察 本 部） | 10 |
| 駐在所ネットワーク更新に係る回線利用、通信機器の賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施 | （ ” ） | 11 |

【選管告示】

| | |
|--------------------------------|----|
| 政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 | 14 |
| 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 | 14 |
| 政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 | 15 |
| 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体 | 15 |

【雑 報】

| | | |
|----------------------------------|-----------------|----|
| 公益信託しまね女性ファンドの令和5年度信託事務及び信託財産の状況 | （女 性 活 躍 推 進 課） | 15 |
|----------------------------------|-----------------|----|

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

知事の権限に属する河川法に基づく権限のうち、工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること又は河川を原状に回復することを命ずることを新たに地方機関の長に委任することとした。

2 施行期日

令和6年9月1日から施行することとした。

◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第40号）

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和6年9月13日とすることとした。

◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）

1 規則の概要

県営住宅入居者の収入認定に係る所得からの控除の見直しに伴う様式の整備（様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第39号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部29の項第26号を次のように改める。

(26) 第75条第1項又は第2項の規定により、許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付すこと（支庁長の権限に属するものに限る。）又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずること。

別表県土整備事務所の部13の項第27号を次のように改める。

(27) 第75条第1項又は第2項の規定により、許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付すこと（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずること。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第40号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（令和6年島根県条例第26号）の施行期日は、令和6年9月13日とする。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第41号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1表面中

| | | | |
|----|----------|----------|----------|
| 同居 | 別居 扶養 | 老扶 老配 | 特定 扶養 |
| | | | |

を

| | | | |
|----|----------|----------|----------|
| 同居 | 別居 扶養 | 老扶 老配 | 特定 扶養 |
| | | | |

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県営住宅条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第549号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|---------|--------------------|--------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人 あいの会 | 通所介護 | デイサービスセンター あいの会 | 浜田市三隅町三隅370番 地3 | 令和6年9月10日 |

島根県告示第550号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町上山字梅之木迫101、667、668、669-1、670-1、671-1、671-2、字段原105-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第551号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町布部1542-1、2742-34

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第553号

令和6年島根県告示第473号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保 安 林 の 所 在 場 所 | 不明である通知の相手方 |
|---------------------------|-------------|
| 大田市静間町横枕319-2、笹山1797-15 | 竹下 正男 |
| 大田市静間町八郎坂519-4 | 竹下 幾兵衛 |
| 大田市静間町八郎坂1677-1 | 三上 博章 |
| 大田市静間町八郎坂2008 | 山内 庄七 |
| 大田市静間町八郎坂2009 | 石川 庄太郎 |
| 大田市静間町近藤522、1695-1、薬師1681 | 松本 友市 |

| | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 大田市静間町近藤527 | 高橋 利三郎 |
| 大田市静間町近藤528、近藤平560-3 | 山内 茂作 |
| 大田市静間町近藤1688-2 | 山内 サトミ 石川 三右衛門 |
| 大田市静間町近藤1694 | 山内 啓二郎 |
| 大田市静間町中山563-2 | 竹下 浅太郎 |
| 大田市静間町垂水661 | 松村 エミ |
| 大田市静間町滝ノ奥687-2 | 柿田 円市 田中 仙一郎 |
| 大田市静間町正原1601 | 竹下 泰彦 |
| 大田市静間町平ノ後1656-1、1656-2 | 竹下 和三太 |
| 大田市静間町平岩1665 | 竹下 佳三郎 |
| 大田市静間町魚津穴ノ上1761-4 | 山内 富美子 |
| 大田市静間町角山1780-2、1782 | 端本 信覚 |
| 大田市静間町角山1781 | 松村 まさ子 |
| 大田市静間町走下り1799-9 | 山内 良八 |
| 大田市静間町走下り1799-10 | 山内 健治 |
| 大田市静間町の免曾根1801-9 | 吉原 伊作 |
| 大田市静間町三ノ谷奥1804-5 | 荊尾 仙市 |
| 大田市静間町中曾根1808-6、田屋ノ後1816-20 | 柿田 亀作 |
| 大田市静間町中曾根1808-10 | 松本 定雄 |
| 大田市静間町中曾根1808-13、1809-17 | 竹下 裕輔 |
| 大田市静間町中曾根1809-16 | 川上 博久 |
| 大田市静間町田屋ノ後1816-4 | 松村 彰 |
| 大田市静間町田屋ノ後1816-8 | 大野 俊次 |
| 大田市静間町田屋ノ後1816-9 | 黒田 勉 |
| 大田市静間町田屋ノ後1816-11 | 竹下 タマ |
| 大田市静間町田屋ノ後1816-13 | 武田 信子 |
| 大田市静間町田屋ノ後1816-22 | 石橋 恒夫 |
| 大田市静間町尻ナシ山1825-5 | 中島 六朗 |
| 大田市静間町尻ナシ山1825-8 | 一ノ名 甲 |
| 大田市静間町尻ナシ山1825-11 | 石川 莊太郎 |
| 大田市静間町笹ノ奥1826-21 | 楫野 修常 |
| 大田市静間町郷ノ迫1862-2 | 高平 周吉 |
| 大田市静間町大平1904-6 | 森山 謙太 |
| 大田市静間町太平1904-8 | 川上 正雄 |
| 大田市静間町上ミ山1923-2 | 安井 豊平 柿田 安二郎 柿田 吉五助 柿田 興三郎 |

| | |
|----|-----|
| 柿田 | 浅市 |
| 柿田 | 六二郎 |
| 釜田 | 龔一 |
| 釜田 | 義直 |
| 釜田 | 久吉 |
| 釜田 | 元二郎 |
| 釜田 | 美三 |
| 岩谷 | 信太郎 |
| 宮根 | 乙吉 |
| 宮根 | 亀吉 |
| 宮根 | 豊太郎 |
| 宮脇 | サヨ |
| 宮脇 | 秀吉 |
| 熊谷 | 秀吉 |
| 荊尾 | 敬二郎 |
| 坂根 | リマ |
| 坂根 | 廣吉 |
| 山田 | 義弘 |
| 山田 | 久二郎 |
| 山田 | 兼二郎 |
| 森脇 | 源太郎 |
| 森脇 | 末吉 |
| 川上 | 亀市 |
| 川上 | 久二郎 |
| 川上 | 金三郎 |
| 川上 | 啓一郎 |
| 川上 | 源二郎 |
| 川上 | 宗吉 |
| 川上 | 順五助 |
| 川上 | 常吉 |
| 川上 | 徳三郎 |
| 川上 | 未蔵 |
| 竹下 | 重太郎 |
| 福田 | 長作 |
| 本山 | 恵玉 |
| 明道 | 直諦 |
| 楫 | 捨吉 |
| 楫 | 小市 |
| 楫 | 芳五郎 |
| 楫 | 芳太郎 |

島根県告示第554号

令和6年島根県告示第475号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保 安 林 の 所 在 場 所 | 不明である通知の相手方 |
|-------------------|-------------|
| 大田市鳥井町鳥越宮ノ後834-21 | 大原 勝治 |
| 大田市長久町稲用大迫1047-12 | 竹田 関太郎 |
| 大田市長久町稲用大迫1047-15 | 福原 幸子 |
| 大田市長久町稲用大迫1048-16 | 揖野 修常 |
| 大田市長久町稲用大迫1049-15 | 森野 貴之 |
| 大田市長久町稲用大迫1053-10 | 福間 興三郎 |
| 大田市長久町稲用大迫1061-4 | 柿田 初利 |
| 大田市長久町稲用大迫1061-5 | 竹田 金作 |
| 大田市長久町稲用池ノ尾1087-2 | 柿田 徳三郎 |
| 大田市長久町稲用池ノ尾1088 | 坂根 幸平 |

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年8月14日から同年11月22日まで
- 3 作業地域
出雲市今市町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について邑南町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年7月26日から同年12月26日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町日和地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年8月8日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年5月1日から同年8月8日まで

3 作業地域

出雲市多伎町口田儀地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年8月9日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和6年4月12日から同年8月9日まで

3 作業地域

安来市切川町地内

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和6年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

次に掲げるいずれかの手続により試験の申込みを行うこと。

- (1) 令和6年9月2日（月）から同月17日（火）までの間にしまね電子申請サービス（<https://sandbox-ttzk.graffeur.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/saiseki-shiken>）により申し込むこと。
- (2) アからカまでの手続により申し込むこと。

ア 提出書類

(7) 受験願書（所定の様式）

(イ) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（縦6センチメートル×横4センチメートルとし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

イ 受験手数料

8,100円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

ウ 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所、一般社団法人島根県採石協会又は一般社団法人島根県東部地区採石業協会

エ 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

オ 受験願書等の受付期間

令和6年9月2日（月）から同月17日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送の場合は、令和6年9月17日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

カ 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

5 結果発表

試験結果は、令和6年11月1日（金）に郵送にて本人に通知するほか、合格者の受験番号を県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

6 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係（電話0852-22-6783）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年8月30日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク用プリンタの賃貸借 55台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和6年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

NECフィールドディング株式会社山陰支店 山陰支店長 家本 秀明 島根県松江市袖師町2-38

5 落札金額

47,315,268円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年6月7日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年8月30日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

駐在所ネットワーク更新に係る回線利用、通信機器の賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 回線利用期間等

ア 初期導入期間

令和7年1月1日から同年3月24日まで

イ 携帯電話回線利用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ウ 中継回線利用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 賃貸借期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 委託期間

契約の日から令和7年3月24日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人

として使用する者を含む。)でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(6)電気通信機器」に登録された者であること。
なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(6)電気通信機器」に登録された者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の登録を受けた者であること。
- (8) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで及び(5)から(7)までの要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(6)電気通信機器」に登録された者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年9月13日(金)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年9月13日(金)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和6年9月30日（月）午後4時

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和6年9月30日（月）午後4時までに着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年10月1日（火）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、導入業務委託及び回線初期導入に係る金額並びに賃貸借及び回線利用に係る金額を賃貸借及び回線利用期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、導入業務委託及び回線初期導入に係る金額並びに賃貸借及び回線利用に係る金額を賃貸借及び回線利用期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: The contract to build the network of police substation, use the communication line and lease the communication equipment.
- (2) Time limit for tender : 4 : 00 p.m. September 30, 2024
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on September 30, 2024)
- (3) Date and time for bid opening : 1 : 30 p.m. on October 1, 2024
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono - machi, Matsue - shi, Shimane - ken, 690 - 8510 Japan
TEL : 0852 - 26 - 0110 (ext. 2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-------------|--------|----------|----------------|-----------|
| 石原忍後援会 | 板持 卓也 | 田中 美能留 | 雲南市大東町大東1121-2 | 令和6年7月26日 |
| 福間守後援会 | 福間 守 | 福間 早苗 | 雲南市大東町北村509番地 | 令和6年8月6日 |
| 東野ひでき島根県後援会 | 石倉 茂美 | 吉田 宜樹 | 松江市殿町19番地1 | 令和6年8月20日 |

島根県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 異動年月日 |
|--------------|--------|----------|---------|--------|-----------|
| | | | 新 | 旧 | |
| たがのりかと雲南を創る会 | 多賀 法華 | 会計責任者の氏名 | 木村 和子 | マラー 詩乃 | 令和6年7月22日 |

| | | | | | |
|------------|-------|------------|------------------|----------------|-----------|
| 田中武夫後援会 | 隅田 智司 | 主たる事務所の所在地 | 安来市安来町763-11 | 安来市清井町632 | 令和6年8月4日 |
| 周藤正志後援会 | 周藤 正志 | 代表者の氏名 | 周藤 正志 | 郷原 健一郎 | 令和6年8月5日 |
| 島根県理学療法士連盟 | 高見 由美 | 代表者の氏名 | 高見 由美 | 太田 真英 | 令和6年8月11日 |
| | | 主たる事務所の所在地 | 出雲市平野町557-2 2FB号 | 安来市伯太町安田中488-1 | |
| | | 会計責任者の氏名 | 竹下 幸枝 | 小林 泰喜 | |

島根県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|------------|--------|-----------|
| 田中一隆を応援する会 | 森 秀雄 | 令和6年7月27日 |

島根県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和6年8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | | 異動年月日 |
|-----------|--------------|----------|---------|---------|-----------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 大屋 光宏 | 大屋光宏後援会 | 公職の種類 | 邑南町長 | 邑南町議会議員 | 令和6年7月11日 |
| 多賀 法華 | たがのりかと雲南を創る会 | 会計責任者の氏名 | 木村 和子 | マラー 詩乃 | 令和6年7月22日 |

雑 報

公益信託しまね女性ファンド（令和5年度）の信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第4条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年8月30日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県内の女性を主たる構成者とする団体により行われた活動に対し、合計23事業5,909,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況（令和6年3月31日現在）

| | |
|--------|---------------|
| 資産合計 | 金224,820,468円 |
| 負債合計 | 0円 |
| 正味信託財産 | 金224,820,468円 |